

佐倉市土地区画整理事業の助成に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐倉市土地区画整理事業の助成に関する条例施行規則（平成10年佐倉市規則第26号。以下「規則」という。）第21条の規定により、土地区画整理事業の施行者に対する助成金の交付に関し、佐倉市土地区画整理事業の助成に関する条例（昭和41年佐倉市条例第11号）及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則の例による。

(助成対象経費)

第3条 規則第4条ただし書に規定する国、県又は公共施設の管理者からの補助金又は負担金の交付の対象となるものとは、同条ただし書の交付の要件に該当するもののうち、当該交付を現に受けているもの又は受けることとなるものをいう。

(算出基準)

第4条 規則第5条第1項第1号に規定する調査に要する費用の3分の1とは、第1号に掲げる数値に第2号に掲げる額を乗じた額に、更に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。

(1) 認可を受けた施行地区の面積（1平方メートル未満の端数は、切り捨てるものとする。）

(2) 土地区画整理事業調査設計費積算資料（公益社団法人街づくり区画整理協会が発行したものをいう。）により算出した額

2 規則第5条第1項第2号に規定する当該用地の適正な価格とは、第1号に掲げる数値に第2号に掲げる価格を乗じた額（1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。

(1) 施行地区内にある当該施設の敷地面積（1平方メートル未満の端数は、四捨五入するものとする。）

(2) 事業計画書上の整理前宅地価格総額を、整理前宅地地積で除した値（以下「整理前の宅地の価格の平均値」という。）。ただし、事業計画の変更により、整理前の宅地の価格の平均値が変更となった場合は、それぞれ算出された整理前の宅地の価格の平均値のうち、最も低い額とする。

3 規則第5条第1項第3号に規定する用地の適正な価格の2分の1とは、次に掲げる額のいずれかとする。

(1) 規則第4条第3号に規定する経費に係るものについては、その経費に係る施設の一について、アに掲げる数値にイに掲げる価格を乗じた額に、更

に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。）

ア 施行地区内にある当該施設の敷地面積（1平方メートル未満の端数は、四捨五入するものとする。）

イ 整理前の宅地の価格の平均値。ただし、事業計画の変更により、整理前の宅地の価格の平均値が変更となった場合は、それぞれ算出された整理前の宅地の価格の平均値のうち、最も低い額とする。

(2) 規則第4条第5号に規定する用地取得費に相当する経費に係るものについては、その経費に係る施設の一について、アに掲げる数値にイに掲げる価格を乗じた額に、更に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。）

ア (ア)に掲げる数値に(イ)に掲げる数値を乗じて得た面積（1平方メートル未満の端数は、四捨五入するものとする。）

(ア) 当該施設が受ける流量で、当該流量から案分した施行地区外分の流量を除して得た数値（小数点以下第1位未満の端数は、四捨五入するものとする。）

(イ) 当該施設の敷地面積（1平方メートル未満の端数は、四捨五入するものとする。）

イ 整理前の宅地の価格の平均値。ただし、事業計画の変更により、整理前の宅地の価格の平均値が変更となった場合は、それぞれ算出された整理前の宅地の価格の平均値のうち、最も低い額とする。

4 規則第5条第1項第4号に規定する適正な積算価格とは、規則第4条第4号又は第5号に規定する施設の一について、第1号に掲げる数値に第2号に掲げる価格を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。

(1) 当該施設が受ける流量で、当該流量から案分した施行地区外分の流量を除して得た数値（小数点以下第1位未満の端数は、四捨五入するものとする。）

(2) 設立認可後の直近の実施設計において、当該施設の工事費として積算された額

5 前4項の規定を適用する場合において、面積の単位は平方メートル、従前地価格は1平方メートル当たりの価格、流量の単位は立方メートルとする。

(交付の時期)

第5条 規則第4条各号に掲げる経費に係る助成金の交付の時期は、原則として、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 規則第4条第1号に掲げる経費 設立認可を取得した翌年度

(2) 規則第4条第2号から第5号までに掲げる経費 設立認可の翌年度から
(協定書)

第6条 規則第8条第3項の規定により市と施行者が締結する協定書は、別記
様式によるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年1月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和6年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日に属
する年度以前の年度の予算にかかる補助金については、この要綱は、同日後
もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日決裁20佐計第502号、平成21年3
月31日決裁20佐財第616号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正
規定は、平成21年3月31日から施行する。

附 則 (平成24年3月6日決裁23佐計第460号、平成24年3月
26日決裁23佐計第681号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成24年6月28日決裁24佐計第116号)

この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

附 則 (平成25年9月17日決裁25佐計第240号)

この要綱は、平成25年9月18日から施行する。

附 則 (平成27年3月 2日決裁26佐市整第284号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日決裁佐財第577号)

この要綱は、決裁の日から施行する。